

千葉県農政審議会

日 時 : 令和 7 年 1 1 月 1 0 日 (月) 午後 2 時 ~
会 場 : 千葉県美術館

次 第

1 開 会

2 農林水産部長挨拶

3 委員紹介

4 議 事

(1) 次期千葉県農林水産業振興計画の策定について資料 1

(2) 千葉県畜産総合研究センターの機能強化に向けた基本構想の
策定について資料 2

(3) その他

5 閉 会

千葉県農政審議会 出席者名簿

【農政審議会委員】

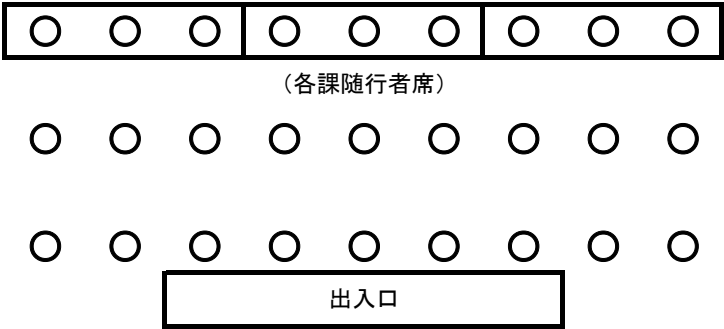
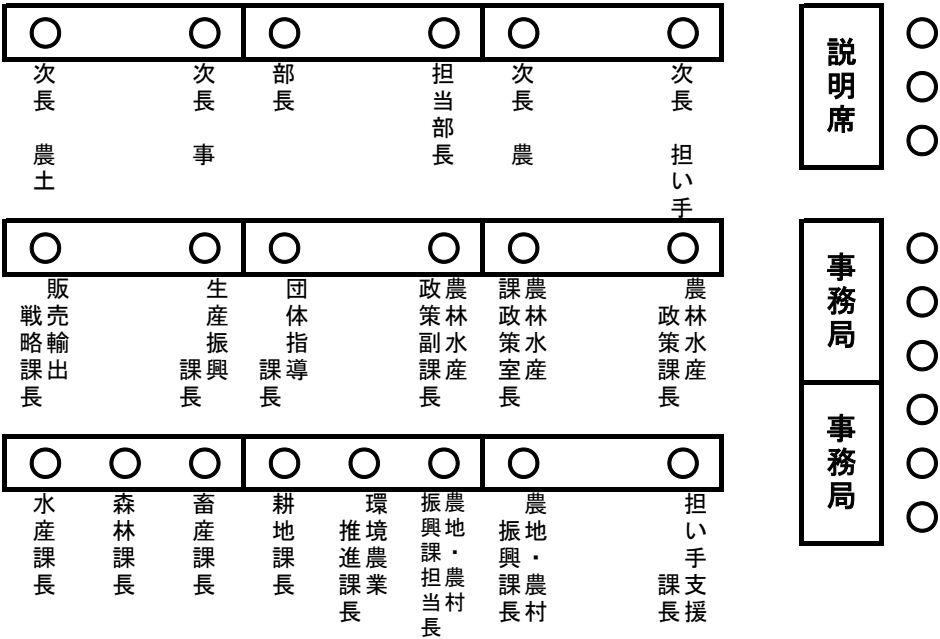
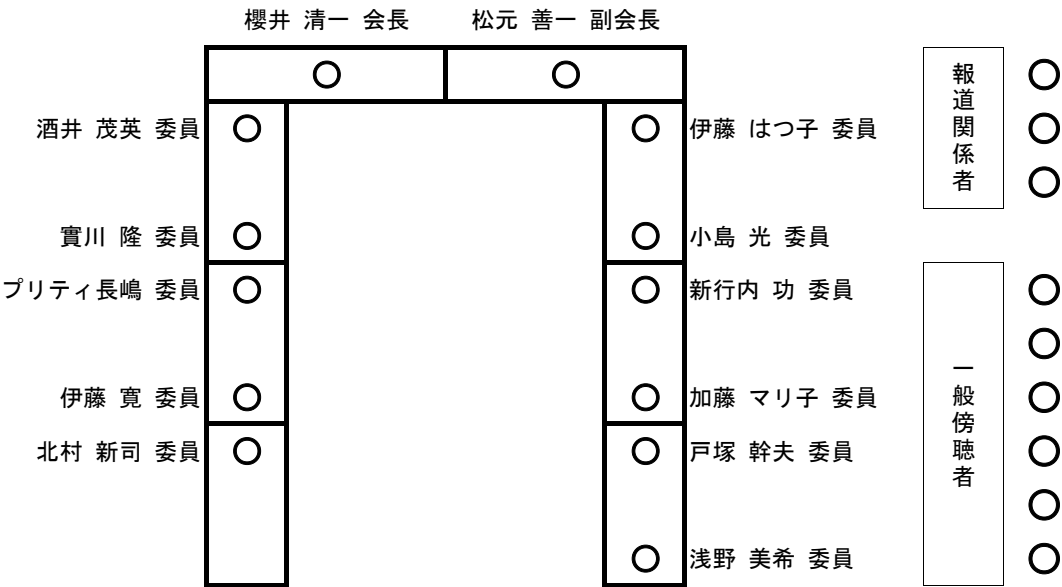
No.	氏 名	所属団体・役職
1	酒井 茂英	千葉県議会議員
2	實川 隆	千葉県議会議員
3	プリティ 長嶋	千葉県議会議員
4	伊藤 寛	一般社団法人千葉県農業会議 副会長
5	北村 新司	千葉県市長会（八街市長）
6	松元 善一	千葉県農業協同組合中央会 代表理事会長
7	伊藤 はつ子	J A千葉女性部協議会 会長
8	小島 光	千葉県土地改良事業団体連合会 常務理事
9	新行内 功	一般社団法人千葉県落花生協会 副会長
10	加藤 マリ子	千葉県消費者団体連絡協議会 副会長
11	戸塚 幹夫	東京青果株式会社 常務取締役 野菜事業本部長
12	櫻井 清一	千葉大学園芸学研究院 食と緑の健康創成学講座 教授
13	浅野 美希	食育ネット株式会社 代表取締役

敬称略

※ 欠席委員 伊藤 昌弘 伊藤 ちか子 江波戸 一治 早川 結子	千葉県議会議員 千葉県議会議員 公益社団法人千葉県園芸協会 理事長 公益社団法人千葉県畜産協会（獣医師）
--	---

千葉県農政審議会 座席表

開催日時：令和7年11月10日（月）午後2時～午後4時
開催場所：千葉市美術館



千葉県行政組織条例抜粋

第四章 附属機関

(設置等)

第二十八条 県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

別表第二

附属機関名	担任する事務
千葉県農政審議会	農業に関する基本的施策（農村地域への工業等の導入に関する重要事項を含む。）について総合的に調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議すること。

(組織等)

第二十九条 前条第一項の規定により設置された附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第三のとおりとする。

別表第三

附属機関名	組織	委員の構成	定数	任期
千葉県農政審議会	会長 副会長 委員	一 県議会議員 二 県農業会議の会議員 三 学識経験を有する者	十九人以内	二年

(会長及び副会長)

第三十条 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長が置かれていない附属機関（千葉県障害者介護給付費等不服審査会を除く。）にあつては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。

(委員の任命等)

第三十一条 委員は、知事が任命又は委嘱する。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第三十二条 附属機関の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成十八年千葉県条例第五十二号）第二十六条に規定する訴訟の援助に係る会議の議事は、出席委員の三分の二以上の多数をもつて決する。

(部会)

第三十三条 附属機関は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する当該部会に属する委員がその職務を代理する。

6 附属機関は、その定めるところにより、部会の議決をもつて当該附属機関の議決とみなすことができる。ただし、前条第三項ただし書の訴訟の援助の審議に関しては、この限りでない。

7 前条（第三項ただし書を除く。）の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「附属機関」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(会議の運営等)

第三十四条 この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(規則への委任)

第三十五条 別に規則で定めるところにより、附属機関に特別委員、専門委員、臨時委員、顧問又は参与を置くことができる。

2 各附属機関の庶務は、規則で定める機関においてこれを処理する。

千葉県農政審議会運営等規程

（目 的）

第1条 この規程は、千葉県農政審議会（以下「審議会」という。）の議事及び運営等に関し、千葉県行政組織条例（昭和32年千葉県条例第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第2条 会長は、審議会を開催しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を委員に通知するものとする。

（関係者からの意見の聴取等）

第3条 会長は、必要と認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（会議の公開）

第4条 審議会の会議は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第27条の3の規定により非公開とする場合を除き公開とするが、傍聴については、会長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 会長は、会議の秩序を保持するため必要があると認めた場合は、傍聴人の入場の制限及び退場を命じることができる。

（議事録）

第5条 審議会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 会議に出席した委員の氏名
- 三 議事及び報告事項並びに議事の結果
- 四 その他必要事項

2 会議の議事録には、議事録署名人の署名がなければならない。

3 会長は、会議に出席した委員から議事録署名人を2名指名するものとする。

（書面による審査）

第6条 会長は、必要と認めたときは、期日を指定し書面で委員の意見を聴き、会議の議決に代えることができる。

2 前項の場合において、指定期日までに到着しない意見書は、議決の数に加えないものとする。

(事務局)

第7条 審議会の事務局は、農林水産部農林水産政策課に置く。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成26年11月13日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和6年10月30日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和7年3月31日から施行する。

千葉県情報公開条例抜粋

(会議の公開)

第二十七条の三 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものの会議(法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。)は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で当該附属機関及びこれに類するものにおいて公開しないことと決定したときは、この限りでない。

- 一 不開示情報が含まれる事項について、調停、審査、審議又は調査等が行われる場合
- 二 公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

追加〔平成一六年条例六四号〕